

平成30年度

臨時職員募集要項

随時募集

言語聴覚士

求める人物像

「変化」を常に感じ取り、
「次に何ができるか」を考え行動できる人

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団 臨時職員募集要項

随時募集

次のとおり浜松市社会福祉事業団の臨時職員を募集します。

1 採用職種・採用予定人員・応募資格等

職種	採用予定人員	応募資格	主な職務内容
言語聴覚士	1名	言語聴覚士の免許を有している方、または取得見込みの方	外来個別訓練や集団訓練など、心身に障がいのある児童への言語聴覚療法、療育等の業務に従事します。

次のいずれかに該当する人は応募することができません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

2 勤務地

浜松市発達医療総合福祉センター内 友愛のさと診療所 療育センター
〒434-0023 浜松市浜北区高菌 775-1

3 雇用期間

- (1) 雇用期間
採用から平成31年3月31日まで(最長3年を限度に更新の可能性あり)
※なお、3年後に準職員への登用の可能性があります。
(場合によっては、正規職員への登用の可能性があります。)
 - (2) 就業時間
月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで(休憩時間60分あり)
(短時間勤務を希望する人は、相談に応じます。)
- 休日
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
年末年始(12月29日から1月3日まで)
- 休暇
年次有給休暇(採用6ヶ月経過後8割の出勤率で法定どおり付与します)
その他特別休暇等があります。

4 賃金等

- (1) 賃金等は当事業団の臨時職員就業規程に基づき支給します。
- (2)

時間額	1,200円~1,500円 (経験を考慮)
-----	--------------------------

(平成30年採用者の賃金日額)

※このほか、時間外勤務手当や特別手当が支給されます。なお、社会情勢の状況により変動があります。

賃金の計算期間 月末
賃金支払日 翌月20日

- (2) 社会保険の加入（法定どおり加入します）
 健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険
 その他福利厚生制度があります。
 （短時間勤務を希望する人は、相談に応じます。）

5 応募手続

提出書類	(1) 履歴書（J I S規格） 写真を貼付したもの (2) 職務経歴書（形式自由 職務経歴のある方のみ） (3) 応募職種の免許・資格の写し（取得している方のみ） (4) 返信用封筒（長形3号封筒に、あて先を記入し、82円切手を貼付したもの）
申込先	郵送または持参により申込みをしてください。 【申込先】 浜松市発達医療総合福祉センター 友愛のさと診療所 担当恒川（ツネカワ） 〒434-0023 浜松市浜北区高菌 775-1 （お問い合わせ TEL053-586-8801）
受付期間	随時募集 提出書類を封筒に入れ、封筒の表に職種により「 臨時職員（言語聴覚士）応募 」、と朱書きして送付してください。 郵送の際は「簡易書留郵便」の利用をお奨めします。

6 選考の方法

日時	応募受付後に応募者の都合を考慮して決定
会場	浜松市発達医療総合福祉センター（予定 変更の場合は事前に通知します）
試験内容	面接
持ち物	筆記用具（ボールペン、鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）
結果通知	採用試験より7日以内に合否にかかわらず、本人あてに直接通知します。

7 その他

試験内容に関する問い合わせには応じられません。
 提出書類に記載された個人情報については試験及び採用事務以外に使用することはありません。
 なお、採用に至らなかった場合には、提出された書類はお返しいたします。
 その他、この試験に関して不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

浜松市発達医療総合福祉センター 友愛のさと診療所・療育センター 担当恒川（ツネカワ）
 〒434-0023 浜松市浜北区高菌 775-1 （お問い合わせ TEL053-586-8801）